環廃企発第 081216001 号
平成２０年１２月１７日

各都道府県知事
各政令市市長
殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正について（通知）

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 367 号。以下「改正令」という。）が本年 12 月 5 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に十分留意の上、引き続き特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努められるとともに、各都道府県においては貴管下市町村に対する周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）~~第 247 条~~の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。　第245条

記

第一　改正の趣旨

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）附則第３条にある施行後５年を経過した場合における検討の規定に基づき、中央環境審議会・産業構造審議会において取りまとめた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」を踏まえ、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加するとともに、再商品化等の基準を見直す等、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号。以下「令」という。）について所要の改正を行ったものである。

第二　改正の内容

１．特定家庭用機器の追加に関する事項

改正令による改正後の令第１条第２号において、特定家庭用機器としてテレビジョン受信機のうち、次に掲げるものを追加した。

・液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの

令第１条第４号において、特定家庭用機器として衣類乾燥機を追加した。

※具体的な事例は別紙のとおり

市町村においては、追加された対象品目についても、従来特定家庭用機器として指定していたものと同様に、住民がなるべく小売業者に引き渡し、再商品化等の実施が行われるよう、住民に対する周知及び広報、小売業者、製造業者等との連携に努められたい。

２．再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項

生活環境の保全に資する事項であって、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項に、電気洗濯機及び衣類乾燥機のうち冷媒として使用されていた特定物質等（フロン類及び代替フロン類）を含むものから当該特定物質等の回収・破壊に関する規定を追加した。

３．再商品化等の基準に関する事項

製造業者等が達成すべき再商品化等の基準について、以下のとおり変更・新設を行った。

エアコンディショナー：１００分の７０　（現行：１００分の６０）
液晶式・プラズマ式テレビジョン受信機：１００分の５０　（新設）
電気冷蔵庫・電気冷凍庫：１００分の６０　（現行：１００分の５０）
電気洗濯機・衣類乾燥機：１００分の６５　（現行：１００分の５０）
（衣類乾燥機については新設）

（注）ブラウン管式テレビジョン受信機：変更なし（現行：１００分の５５）

・パソコン用プラズマディスプレイモニター（チューナー付きを含む）
※パソコン用のディスプレイモニターはパソコンリサイクルの対象となっている。
・リモコン用電池
・テレビ台
・取扱説明書等の印刷物
・病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ

3．衣類乾燥機

○対象となる例

・ガス衣類乾燥機
・電気衣類乾燥機（ドラム式）
※洗濯乾燥機は電気洗濯機として既に対象。
・外付のコインボックスを取り外した衣類乾燥機本体

○対象外となる例

・衣類乾燥機能付き布団乾燥機
※つり下げ袋等の中でハンガー掛けした衣類を温風乾燥することができる布団乾燥機
・衣類乾燥機能付き換気扇
※浴室に取り付け、暖房や換気のほか衣類乾燥機能も有する類のもの
・衣類乾燥機能付き除湿器
※つり下げ袋等の中でハンガー掛けした衣類を除湿する類のもの
・衣類乾燥機能付きハンガー
※ハンガー型の衣類乾燥機
・衣類乾燥機能付きハンガー掛け
※つり下げ袋等の中でハンガー掛けした衣類を乾燥する類のもの
・業務用衣類乾燥機
・衣類乾燥機置き台
・取扱説明書等の印刷物
・コインランドリー等で使用のコインボックス内蔵型衣類乾燥機

別紙

1．液晶テレビ

○対象となる例

・ＨＤＤ・ＤＶＤ内蔵液晶テレビ
・液晶ディスプレイモニター（チューナー付き）
・ワイヤレスリモコン（電池を除く）
・着脱式付属専用スピーカー
・外付のコインボックスを取り外したテレビ本体

○対象外となる例

・携帯可能な液晶テレビ（車載用を含む）
※電源として一次電池又は蓄電池を使用するもの
・浴室テレビ・キッチンテレビ
※建築物に組み込むことができるように設計したもの
・テレビ受信機能付き携帯電話・カーナビ・ＰＤＡ
・液晶リアプロジェクションテレビ
・業務用液晶テレビ
※家電リサイクル法は、家庭用として製造・販売され、通常、家庭で使用されている機器を対象としている。専ら業務用として製造・販売されている機器を家庭で使用していても対象外となる。逆に、家庭用機器を業務用で使用していても対象となる。
・液晶ディスプレイモニター（チューナー無し）
・パソコン用液晶ディスプレイモニター（チューナー付きを含む）
・リモコン用電池
・テレビ台
・取扱説明書等の印刷物
・病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ

2．プラズマテレビ

○対象となる例

・ＨＤＤ・ＤＶＤ内蔵プラズマテレビ
・プラズマディスプレイモニター（チューナー付き）
・ワイヤレスリモコン（電池を除く）
・着脱式付属専用スピーカー
・外付のコインボックスを取り外したテレビ本体

○対象外となる例

・業務用プラズマテレビ
・プラズマディスプレイモニター（チューナー無し）

4．その他

特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成12年厚生省・通商産業省令1号)、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（平成11年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年6月厚生省告示第148号）については、追って所要の改正を行う予定である。

【問い合わせ先】
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室　正岡、上迫、安藤
TEL　03-5501-3153（直通）